

## 再意見書

平成 20 年 6 月 11 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 5 月 28 日付けで公告された補正後の接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」に対する再意見募集に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目	事業社名	他社意見	弊社共再意見
総論	KDDI株式会社	<p>&lt;当社の基本的な考え&gt;</p> <p>○当社は、設備競争を積極的に進めていく考えですが、公社時代に構築した線路敷設基盤を活用して光ファイバを敷設可能なNTT東・西と、全国で広範囲に設備競争を行うことは困難です。ただちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東・西のダークファイバを利用する必要があるため、公正競争ルールの整備が必要と考えております。</p> <p>&lt;FTTHサービスの公正競争の確保について&gt;</p> <p>○FTTHサービスにおける公正競争の確保のためには、加入者光ファイバ(1芯単位)の接続料水準の見直しに加え、投資リスクの扱い及びモラルハザード的な利用の防止等の課題を踏まえつつ、OSU専用によるシェアアクセスの1分岐端末回線単位の接続料設定について検討を進めることが必要です。</p> <p>○なお、シェアアクセスについては、OSU共用も1分岐端末回線単位の接続料設定を実現する方法の一つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」に対する弊社共意見書(平成 20 年 5 月 26 日付)(以下、「弊社共意見書」という。)でも述べたように、現在の光アクセスサービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿が 70%超のシェアを確保した独占状態にあることから、光アクセスサービスにおいて公正な競争環境を確保することが不可欠であると考えます。</li> <li>● KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿が述べているように、公社時代に構築した線路敷設基盤を有する NTT 東西殿と同様に全国で広範囲に設備競争を行なうことは困難であり、接続事業者はNTT 東西殿の加入光ファイバを利用する必要があります。</li> <li>● 従って、光アクセスサービスの公正な競争環境を確保するためには、NTT 東西殿の加入光ファイバを公正に利用し得る接続ルールの整備が必須であり、その実現にあたっては、加入光ファイバに係る接続料金の低廉化とNTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定の両方が必要であると考えます。</li> </ul>

項目	事業社名	他社意見	弊社共再意見
		<p>となります。その際は、公正競争の確保及びFTTHの普及促進のため、NTT東・西を含む複数事業者間で共用することが必須の条件となるものと考えます。</p>	
乖離額調整制度	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>(2) 乖離額調整制度等について 事業者間競争を促進し得るFTTHサービスの提供コストの低廉化であれば、乖離額調整制度の導入を特例的に認めるとありますが、本補正申請案はその低廉化に値するものではなく、到底認めるべきではないと考えます。算定期間について、NTT東西の任意による乖離リスクを最小限にとどめるとした3年間を採用するのであれば、乖離額調整制度を不要とするべきです。 また、NTT東西のリスク負担軽減となる乖離額調整制度を導入するのであれば、接続事業者が参入可能なより低廉な接続料金の設定を行うべきであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行制度において、将来原価方式に乖離額調整制度の適用は認められていません。従って、「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」(平成 20 年 4 月 23 日付、NTT 東西殿実施)(以下、「本補正申請」という。)に対する特例措置であっても、現行制度の基本的な考え方に影響を及ぼしかねないことから、将来原価方式への乖離額調整制度の適用は認めるべきではありません。</li> <li>● また、KDDI 殿が述べている接続事業者の予見性や負担の公平性に加えて、以下の理由からも将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは不適切であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 将来原価方式は、申請者自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を設定する方式であるため、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであること。</li> <li>▶ 将来原価方式による接続料は、将来的なNTT東西殿の設備構築・運営コストのベンチマークとして機能させるべきものであり、乖離額調整制度を導入し、完全なコスト回収を保証することは、NTT 東西殿による過度な投資が実施される等の非効率な事業運営を助長することになりかねないこと。</li> </ul> </li> </ul>
	KDDI株式会社	<p>&lt;乖離額調整制度について&gt; ○乖離額を事後的に調整することは、追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となります。さらに、調整時期によっては、乖離の原因者と負担者が異なることにもなります。したがって、将来原価方式においては、事後調整は予見性及び公</p>	

項目	事業社名	他社意見	弊社共再意見
		<p>平性の観点からそもそも認められるべきではありません。</p> <p>なお、2011年度以降の次期加入者光ファイバ接続料については、乖離額調整制度は認めないことを前提に、改めて算定の在り方を十分に議論することが必要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• さらに、先般の弊社共意見書で述べたとおり、そもそも「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する認可申請」(平成20年1月9日付、NTT東西殿実施)(以下、「当初の認可申請」という。)時から約100円程度しか値下げされていない本補正申請の接続料水準は、事業者間の競争に寄与する水準とは言い難いため、本補正申請を認めるべきではないと考えます。仮に本補正申請を乖離額調整制度の導入を含めて認可するというのであれば、乖離額調整制度を導入せずに、当初の認可申請における加入光ファイバ接続料水準にて認可することもやむを得ないものと考えます。</li> <li>• また、光アクセスサービスにおけるNTT東西殿の独占状態が改善しない若しくは改善が見込めない場合は、次期接続料算定のタイミングまで待つことなく、即時に加入光ファイバ接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定に関する見直しを実施すべきであり、さらにこの見直しと併行して、公正競争環境を抜本的に整備するために、2010年に検討することとしているNTT殿のあり方に関する議論を前倒して実施すべきと考えます。</li> </ul>

以上